

熊本商業高等学校いじめ防止対策の概要

ア 学校いじめ防止基本方針

(ア) 運営委員会（情報集約担当者）

管理職、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、各学年主任、各学科主任、総務部長で構成される運営委員会において、情報集約担当者（生徒指導主事・人権教育主任）からの生徒の日々の生活における動向等の情報を共有し、いじめの防止等について取り組む。

(イ) いじめ防止対策委員会

法第22条に基づき、いじめ問題対策委員会との円滑な連携の下に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この委員会は、管理職、生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任（情報集約担当者）、各学年主任、人権同和教育推進委員会の学年代表、カウンセラー、養護教諭、生徒会顧問、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成し、各学期毎（7月、12月、3月）に開催する。

(ウ) 健康相談部

いじめを受けた者にとって、最初はその行為がいじめとわからなかったり、いじめとわかっていても仲間はずれになるのが怖い、誰かに相談したことでいじめが増える、親や先生に心配をかけたくないなど、相談することへの不安から思い切って誰にも相談できないことがある。

相談者の思いを真剣に聞き取ること、内容を秘密にすることなど、生徒の視点に立って、生徒たち同士、保護者、学校職員がいつでも気軽に相談できる体制を健康相談部を中心として構築する。

イ いじめ防止等の年間計画

(ア) いじめの未然防止、早期発見の取組と実施時期

a いじめのない学校づくりに向けた生徒の主体的な参画

生徒たちは、もともと、自分たちの問題を自分たちで解決していく力を持っています。

今以上に、自分たちで問題解決する力を伸ばし、生徒たち自身が話し合い、意見を出し合った中で自分たちが学ぶ学校からいじめをなくすために、生徒の主体的な参画を進めていきます。

- (a) 1年生仲間づくり研修（4月）
- (b) 挨拶運動による人間関係づくり（年間）
- (c) 縦割り活動（部活動等）による低学年の見守り（年間）
- (d) 生徒会主体による人権集会の開催（7月）
- (e) 生徒会主体によるいじめアンケートの実施と相談（9月）
- (f) 生徒会主体によるいじめに関する相談箱の設置と相談（年間）
- (g) 生徒会主体による「いじめをなくす」ための校内放送（年間）
- (h) 人権子ども集会への積極的参加（10月）

b いじめの防止に向けた教育及び人づくり

いじめ防止に向けて、「いじめは絶対許されないこと」や、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを人権・道徳教育を通じて生徒たちに伝える必要があります。

また、私たち大人もいじめについて学び研鑽し、正しい知識を生徒たちに教えることでいじめを克服することができる人づくりを推進します。

- (a) すべての授業をとおした人権・道徳教育の実施（年間）
- (b) 学校内「心のきずなを深める月間」による教育強化（6月）
- (c) 縦割り活動（部活動）や中高連携活動による「思いやり」教育の実施（年間）
- (d) 体育大会・文化祭・クラスマッチ・インターンシップなど学校行事をとおした人間関係づくり（5月、7月、10月、3月）
- (e) 体験的学習の場である熊商デパートへの取組をとおした、いじめ防止に向けた教育活動及び人づくり（6月～12月）
- (f) 人権メッセージ作成をとおした、いじめ防止への取組（8月）
- (g) 人権週間におけるいじめ防止への取組（12月）
- (h) スクールカウンセラーによる教員や生徒への教育支援（年間）

- (i) 健康相談部の計画立案によるストレス対処教育の実施（各学期）
- c いじめの防止に向けた普及啓発活動
 - いじめ防止に向けて取組を始めていますが、この取組について生徒や保護者の方々を含め周知啓発を図りながら、それぞれの立場が責務や役割を自覚していじめ防止に取り組む必要があります。
 - このことから、いじめ防止に係る普及啓発活動をととして、いじめ防止の取組を学校全体に広げていきます。
 - (a) 育友会執行部を中心とした、保護者との連携によるあいさつ運動の実施（7, 9, 10月）
 - (b) いじめ防止に向けた標語、スローガンの作成と掲示（6月）
 - (c) 生徒集会での「いじめゼロ宣言」などのいじめ防止方針の発表（7月）
 - (d) 校内放送を活用したいじめ防止に向けた啓発活動（年間）
 - (e) ホームページでのいじめ防止取組状況の発信（年間）
 - (f) 育友会と連携したいじめ防止啓発活動（年間）
 - (g) 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の活用（年間）
- d いじめ防止啓発月間の取組
 - いじめ防止に向けて、毎年6月を「心のきずなを深める月間」と定め、いじめから生徒を守り、学校全体でいじめの防止に関する取組を推進します。特に学校を中心としたいじめ防止の趣旨にふさわしい広報活動とともに、人権・道徳教育の実施と生徒が主体となったいじめ防止に向けた活動の支援や指導を行っていきます。
 - (a) いじめ防止に向けた標語、スローガンの作成と掲示
 - (b) 生徒会での「いじめゼロ宣言」などのいじめ防止方針の発表
 - (c) 心のきずなを深める月間をいじめ防止月間として設定し教育強化を図る
 - (d) 公開授業による見守り
 - (e) 担任による個人面談の実施
 - (f) スクールカウンセラーにおける教員や生徒への教育支援
 - (g) 人権擁護関係機関との連携
- e いじめの早期発見の取組と実施時期
 - いじめは、生徒たちの心も体も傷つけ、人間としての大切な権利を奪う行為であり決して許される行為ではありません。これらの行為は目に見えにくく、周りの人にも気づかれないまま深刻なケースになる場合があります。「いたずら」や「からかい」、また、いじめと認識しないまま行っている行為が生徒の心を深く傷つけ、人間の尊厳を奪うことにもなりかねないことから、深刻なケースになる前に、早期にいじめやいじめの疑いを発見することが必要です。
 - (a) 学校生活を振り返ってのアンケートの実施（5月）
 - (b) 登校、休み時間、昼休み、掃除中及び放課後の校内巡視による生徒の見守り活動の実施（年間）
 - (c) 教員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識の向上（5月、9月）
 - (d) 面談週間の設定とアンケートの実施による発見活動の強化（4月、5月、11月）
 - (e) 生徒の変化をとらえるための複数教員による観察と見守り活動の推進（年間）
 - (f) 気づきの感性の校内研修（5月、9月）と各校務分掌の連携強化
 - (g) 「学年連絡会」「いじめ問題対策委員会」における情報共有（年間）
- f いじめを防止し、解決するための施策
 - いじめは突然起こるものではなく、生徒たちの人間関係の中での考え方の違いなど、小さな不安や不満が理由となり、遊びからいじめに発展することがあります。
 - 生徒たちの表情や様子を見極め、生徒たちとの信頼関係の構築などいじめ防止に努める一方で、万一いじめが起こった場合には、学校と関係機関、教師と関係者が連携を密にし、迅速かつ丁寧にいじめの解決に向けた取組を進めます。
 - (a) 「いじめ防止対策委員会」の設置と定期的な開催（年間）
 - (b) いじめ事案ごとの検討会の開催と解決方策の策定（年間）
 - (c) いじめ被害に遭うおそれのある生徒に関する情報の集約と共有化（年間）
 - (d) 教員の人権感覚を磨く取り組みと能力向上を図るための研修会の実施（5月、9月）
 - (e) 担任・学年に対する組織的バックアップ体制の構築（年間）
 - (f) 複数教員による組織的且つ事後継続による保護者及び生徒への対応

- (g) 「いじめ防止対策委員会」と「安全教育部」・「健康相談部」・「人権教育推進委員会」の連携強化（年間）
- (h) 本校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- (i) スクールカウンセラーによる教育相談に関する教職員の研修（7月、1月）
- g いじめに関する相談体制

学校の相談窓口は、健康相談部（教育相談班）としますが、生徒指導主事、カウンセラー、人権教育主任、養護教諭と連携することによって、全職員が気軽に相談を受けられる体制を更につくります。

 - (a) 教育相談の整備と充実（年間）
 - (b) アンケートに基づく積極的な相談活動の実施（5月～7月）
 - (c) 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保（年間）
 - (d) 一人ひとりから教育相談を受けるための体制の整備（年間）
 - (e) 担任・学年に対する組織的バックアップ体制の確立（年間）
 - (f) スクールカウンセラーによる直接相談（年間）
 - (g) 「いじめ防止対策委員会」の委員による援助（年間）
 - (h) 本校学校いじめ防止基本方針の策定と見直し（年間）
 - (i) 縦割り活動をとおした見守り相談（年間）
- h いじめを受けた生徒や行った生徒、並びにその家庭に対する支援

いじめの事案が起これば、そこには必ずいじめられた（受けた）者といじめた（行った）者の関係が生じます。いじめを受けたものの心身のケアはもちろんのこと、いじめを行った者に対しても、いじめが犯罪につながることや、絶対にしてはいけないことを指導していかなくてはなりません。また、それぞれの家庭に対する支援とともに、保護者にも生徒たちへの支援や指導内容について理解をいただくことも必要です。

生徒たちが健やかに成長し、安心して学校生活を送れるようにし、各部署と連携を図りながら、関係者の支援を行っていきます。

 - (a) 事案を把握した時点での加害、被害生徒に対する聞き取りと支援の実施
 - (b) 加害生徒及び被害生徒に対する個別指導支援計画の作成
 - (c) 「ケース会議」の早期開催と、加害生徒、被害生徒及び保護者に対する支援実施
 - (d) 児童相談所及び警察等の関係機関との連携による個別事案への対応強化
 - (e) 「ケース会議」とスクールカウンセラーの連携による生徒と保護者への支援
 - (f) 「いじめ防止対策委員会」による担任・学年への支援
 - (g) 課題を持つ生徒との個別対応の時間確保
- i その他、いじめのない学校を実現するために必要な施策

生徒たちが健やかに成長し、安心して学校生活を送れるように、その他の施策として、下記のようないじめのない学校を実現するための施策も行っていきます。

 - (a) 育友会との連携
 - (b) 青少年育成会議が開催する「地域見守り」への参加
 - (c) 市生活指導連携の中高連絡会への参加と情報共有
 - (d) 長期休業中の街頭パトロールの実施
 - (e) 関係機関との連携協力会議の開催
- j 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

校長のリーダーシップのもと、全ての教育活動において、生徒自身が自他の生命を尊重し、命の大切さを常に意識した判断や行動ができる生徒をさらに育成する。そのために、「命を大切にする」心を育む指導プログラムを組織的に行う。

 - (a) 保健の授業における命を大切にする心の育成（年間）
 - (b) 家庭の授業における命を大切にする心の育成（年間）
 - (c) 情報系の授業における情報モラルの育成（年間）
 - (d) 薬物乱用、性教育、人権教育等、DV未然防止教育等の講話の実施（6月、9月、10月、11月、12月、1月）
 - (e) 「命を大切にする」心を育む特別講演会の実施（2学期）
 - (f) 自己実現を図るための職業選択について考える進路LHRの実施（3学期）

k いじめ防止対策の年間計画

学期	月	取り組み内容
1 学 期	4月	・指導方針、指導計画の策定と共通理解【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ・LHR（人間関係づくり、学級のルール作り）【始業式・学級活動】 ・携帯電話、SNSの活用（講演会）
	5月	・保護者へ「いじめ防止対策」に向けた取組説明及び啓発【育友会総会】 ・保護者へのいじめ早期発見アンケートの実施【育友会総会学級懇談会】 ・配慮を要する生徒の報告（情報共有）【職員研修】
	6月	（心のきずなを深める月間） ・教育相談の実施、いじめ調査の実施と活用【学級活動】 ・人権教育に関する講話・講演会【学級活動】 ・いじめ問題対策委員会 ・心のきずなを深める標語の作成【学級活動】 ・ストレス対処プログラムの実施【学級活動】
	7月	・学年による1学期の振り返り【学年活動】 ・いじめ防止対策委員会 ・生徒会「心のきずなを深める」啓発運動（人権集会等）【生徒会活動】 ・いじめアンケート調査【学級活動】
2 学 期	8月	・人権教育等に関する研修会への参加【夏季研修会等】
	9月	・夏休み明け生徒の様子把握【学級活動】 ・2学期の生徒指導に関する共通理解・情報共有及び配慮を要する生徒の報告（情報共有）【職員研修】
	10月	・生徒会によるいじめ防止啓発運動【生徒会活動】 ・ストレス対処プログラムの実施【学級活動】
	11月	・「心のきずなを深める」取組に関する調査の実施と活用【学級活動】 ・いじめ防止対策委員会
	12月	・学校行事（熊商デパート）を通じた人間関係づくり【学級活動】 ・学年による2学期の振り返り【学年活動】 ・人権集会におけるいじめ防止への取組【生徒会活動】
3 学 期	1月	・冬休み明け生徒の様子把握【学級活動】
	2月	・学年による1年間の振り返り【学年活動】 ・いじめアンケート調査【学級活動】 ・ストレス対処プログラムの実施【学級活動】
	3月	・いじめ防止対策委員会（指導計画の点検と申し送り）

(イ) SOSの出し方に関する教育（ストレス対処教育を含む）年間計画

1 学期	2 学期	3 学期
・保護者気づきアンケート（1年） ・仲間づくりLHR（1年） ・ストレス対処プログラム ・特別な配慮を要する生徒理解職員研修 ・シグマ検査結果による生徒理解職員研修 ・面談週間（担任と二者面談）	・面談週間（担任と二者面談） ・ストレス対処プログラム ・特別な配慮を要する生徒理解職員研修	・ストレス対処プログラム ・特別な配慮を要する生徒理解職員研修
通 年		
・開放した環境の教育相談室 ・2人体制のSC（生徒面談） ・スコラ手帳の活用（振り返り）		

ウ いじめに対する措置

a 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長を主眼に置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

b いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内に設置している「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や県教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果が上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所管警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

c いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導すること等の配慮を行う。また、スクールカウンセラーの協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分

な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

d いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、適切に、生徒に対して継続した指導を行う。

e いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

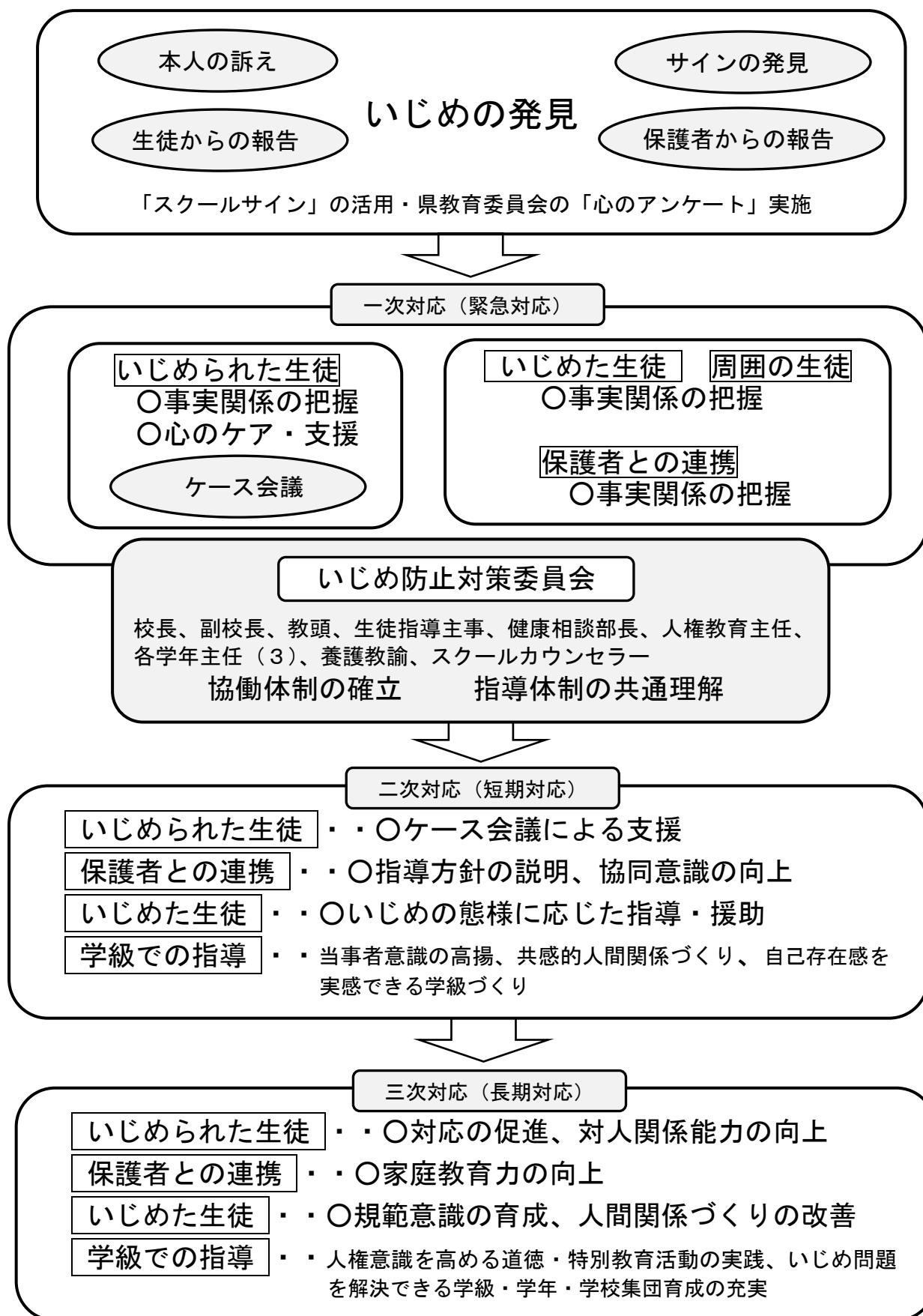
加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことが大切である。そのためにも、すべての生徒が、集団の一員として、互を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

f ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、県教育委員会の指導を仰ぎ、直ちに削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、県教育委員会の指導を仰ぎ、ネット上のトラブルの早期発見に努める。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどは大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、授業等を活用した情報モラル教育を進めるとともに、保護者の責任において指導監督を行うよう啓発する。

いじめ問題への対応手順



いじめの報告（体制）

